

船舶インシデント調査報告書

令和4年3月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和3年6月3日 06時40分ごろ
発生場所	青森県東通 ^{ひがしどおり} 村尻屋埼東方沖 尻屋埼灯台から真方位092° 1,743.5海里付近 (概位 北緯40° 25.0′ 東経179° 45.0′)
インシデントの概要	漁船第二十一八重丸 ^{やえ丸} は、パラシュート型シーアンカーの引き綱が推進器に絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年7月13日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十一八重丸、198トン
船舶番号、船舶所有者等	136270、有限会社八重丸漁業
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 5、視界 良好 海象：うねり 波向北西、波高約3m
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか7人が乗り組み、船首を北西方に向けてパラシュート型シーアンカー（以下「本件アンカー」という。）を船首から投入し、引き綱を延ばす目的で後進した。</p> <p>船長は、後進行きあしを減少させようと主機を前進にかけ、更に主機の回転数を少し下げたところ、僚船から無線の呼出しがあったので船橋後方の無線室に移動した。</p> <p>本船は、船長が、無線室に入る前に減速したことで主機を中立運転にしたと思い込み、甲板上で本件アンカーの延出作業をしていた乗組員から前進行きあしに変わった旨の報告を受け、船橋に戻って主機を前進にかけたままであることを知り、主機を後進にかけたところ、本件アンカーの引き綱が推進器に絡まり、運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が僚船に救助を依頼し、青森県八戸市八戸港までえい航された後、潜水業者により推進器に絡まった引き綱が除去された。</p> <p>船長は、ふだん引き綱の状況を目視しながら主機を操作していたが、本インシデント当時、僚船からの無線に回答して同状況を見ていなかったため、主機を中立運転にするところを勘違いして主機を後進にかけたと本インシデント後に思った。</p> <p>船長は、前進行きあしによって引き綱が船底に潜り込み、船尾方に来ていることに気付いていなかった。</p>
分析	本船は、後進して本件アンカーの引き綱の延出作業中、船長が、後

	<p>進行きあしを減少させようと主機を前進にかけたところで無線の呼出しに応答していたところ、乗組員から前進行きあしに変わった旨の報告を受けた際、主機を中立運転とするところを主機を後進にかけたことから、引き綱が推進器に絡まり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、後進して本件アンカーの引き綱の延出作業中、船長が、後進行きあしを減少させようと主機を前進にかけたところで無線の呼出しに応答していたところ、乗組員から前進行きあしに変わった旨の報告を受けた際、主機を中立運転とするところを主機を後進にかけたため、引き綱が推進器に絡まったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、機関を操作する際は、推進器付近にシーアンカー等のロープがないことを乗組員に確認させること。 ・ シーアンカーの投入作業を行う場合は、緊急の場合を除き無線の応答を控え、操船に専念することが望ましい。